

○事業報告モデルの改正について

平成 2 1 年 2 月 6 日
全国株懇連合会理事会決定

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成20年法務省令第12号）が施行され（施行日平成20年4月1日）会社法施行規則の一部が改正されました。主な改正点としては、会社役員および社外役員の記載対象が記載事項毎に変更されていること、会社役員の報酬等に係る見直し等です。

この改正に対応するため、「事業報告モデル」を別紙のとおり改正いたしましたので、ご参考に供します。

以上

事業報告モデルの改正

改正前	改正後
<p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 取締役および監査役の氏名等 (省略)</p> <p>注1. 常務取締役〇〇〇〇氏は、平成〇年〇月〇日退任いたしました。</p> <p>2. 取締役〇〇〇〇氏は、社外取締役であります。</p> <p>3. 監査役〇〇〇〇氏および〇〇〇〇氏は、社外監査役であります。</p> <p>4. 監査役〇〇〇〇氏は、〇〇〇の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。</p> <p>(2) 取締役および監査役の報酬等の額 取締役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円) 監査役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p><u>上記のほか、平成〇年〇月〇日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとしての新株予約権 〇〇千円(報酬等としての額)を取締役〇名に付与いたしました。</u></p>	<p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 取締役および監査役の氏名等 (省略)</p> <p>注1. 常務取締役〇〇〇〇氏は、平成〇年〇月〇日辞任いたしました。</p> <p>2. 取締役〇〇〇〇氏は、社外取締役であります。</p> <p>3. 監査役〇〇〇〇氏および〇〇〇〇氏は、社外監査役であります。</p> <p>4. 監査役〇〇〇〇氏は、〇〇〇の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。</p> <p>(2) <u>当事業年度に係る</u>取締役および監査役の報酬等の額 取締役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円) 監査役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p>注1 <u>上記報酬等の額には、平成〇年〇月〇日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役〇名に付与した新株予約権 〇〇千円(報酬等としての額)を含んでおります。</u></p> <p>注2 <u>上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労金引当金〇〇千円を含んでおります。</u></p>
<p>(3) 社外役員に関する事項</p> <p>①取締役 〇〇〇〇 (省略)</p> <p><u>カ. 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額</u> 〇〇万円</p> <p>②監査役 〇〇〇〇 (省略)</p> <p><u>エ. 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額</u></p>	<p>(3) 社外役員に関する事項</p> <p>①取締役 〇〇〇〇 (省略) (削除)</p> <p>②監査役 〇〇〇〇 (省略) (削除)</p>

改正前	改正後
〇〇万円	
<p>【補足説明】</p> <p>4. 会社役員に関する事項 <u>当事業年度末における会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していたものであって、当事業年度の末日までに退任したものを含む。）すなわち取締役および監査役の①氏名②地位および担当③他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実④当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額⑤当事業年度に係る各会社役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要⑥当事業年度中に辞任し、または解任された者（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）の氏名、意見陳述がある場合はその意見の内容、株主総会で辞任の旨およびその理由を述べた場合はその理由⑦重要な兼職の状況⑧監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有している場合はその事実⑨その他会社役員（当事業年度末日後に就任した者を含む。）に関する重要な事項を記載する。</u></p>	<p>【補足説明】</p> <p>4. 会社役員に関する事項 <u>事業報告に記載すべき会社役員は、原則として、当事業年度の開始後、事業報告作成時点までに在任したことがある会社役員である（ただし、報酬等の額の記載に関しては、当事業年度開始前に退任した会社役員も含まれる場合がある。）。したがって、事業年度中に退任した者および事業年度末日後に就任した者も含まれる。</u> <u>会社役員に関する事項として、以下の項目を記載する（会社法施行規則121条各号）。ただし、①～③および⑧⑨の記載については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（会社法施行規則121条1号カッコ書）。</u> ①会社役員の氏名 ②会社役員の地位および担当 ③会社役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実 ④当事業年度に係る会社役員の報酬等 ⑤当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等 ⑥各会社役員の報酬等の額またはその算定方式に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要 ⑦当事業年度中に辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）があるときは、その氏名、会社法第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見（監査役の解任や辞任について株主総会において述べられる監査役の意見）があったときは、その意見の内容、会社法345条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を</p>

改正前	改正後
	<p>含む。)の理由(辞任監査役が、辞任後最初に招集される株主総会において述べる、辞任した旨およびその理由)があるときは、その理由</p> <p>⑧当該事業年度に係る当該会社の会社役員の重要な兼職の状況(上記③の事項を除く。)</p> <p>⑨会社役員のうち監査役または監査委員が財務および会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実</p> <p>⑩上記のほか、会社役員に関する重要な事項</p>
<p>(1) 取締役および監査役の氏名等(施行規則121条)</p> <p>氏名、地位および担当、他の法人等の代表者等であるときはその旨を、表形式で記載する(退任した会社役員についても表に含めて記載する。)</p> <p>他の法人等の代表状況等は、重要なものを記載すればよく、上場会社の代表取締役等が該当すると解される。このほか、「代表者に類する者」として、上場会社の会長や役付取締役などが考えられる。なお、他の法人の代表者等であること以外に重要な兼職がある場合には、それを注記する。</p> <p>社外取締役や社外監査役である旨、監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有している場合はその事実等を注記する。</p>	<p>(1) 取締役および監査役の氏名等(施行規則121条)</p> <p>ここで記載する取締役・監査役は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られる(施行規則121条1号カッコ書)が、事業年度の末日に在任していない者も含まれる。</p> <p>氏名、地位および担当、他の法人等の代表者等であるときはその旨を、表形式で記載する(事業年度の末日に在任していない取締役・監査役についても表に含めて記載する。)</p> <p>他の法人等の代表状況等は、重要なものを記載すればよく、上場会社の代表取締役等が該当すると解される。このほか、「代表者に類する者」として、上場会社の会長や役付取締役などが考えられる。なお、他の法人の代表者等であること以外に重要な兼職がある場合には、それを注記する。</p> <p>社外取締役や社外監査役である旨、監査役が財務および会計に関する相当程度の知見を有している場合はその事実等を注記する。</p> <p>表に記載されている取締役・監査役が事業年度末までに辞任している場合は、その旨を注記する(辞任以外の理由で退任している場合は、「〇〇により退任いたしました」と記載する。)。このほか、</p>

改正前	改正後
	<p><u>当該事業年度中に辞任した役員については、表に記載されていない者についても（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られていないため）、氏名等を注記する（施行規則121条7号）。</u></p> <p><u>記載例</u></p> <p><u>「5. 上記のほか当事業年度中に辞任した取締役および監査役</u> <u>取締役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日</u> <u>監査役〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日」</u> <u>なお、辞任に関して、株主総会で述べられた意見や辞任の理由がある場合は、注1、注5とも、各人毎に記載する。</u></p>
<p>(2) <u>取締役および監査役の報酬等の額（施行規則121条4号、124条6号）</u> <u>取締役および監査役の報酬等の総額を記載する。社外取締役および社外監査役に支払った報酬等については、分別できるように記載する。</u> <u>使用人兼務取締役の使用人給与（賞与を含む。）について注記することが考えられる。</u> <u>なお、ストックオプションについても報酬等に含まれるため、報酬等の額として、新株予約権の価値として算定した金額（費用として計上した額）を記載する。</u> <u>会社役員報酬等の具体的金額に係る決定や、報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針を定めていたときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要を記載する。</u></p>	<p>(2) <u>当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則121条4号、124条6号）</u> <u>①当事業年度に係る報酬等の額</u> <u>当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数を記載する。社外取締役および社外監査役に支払った報酬等については、分別できるように記載する。</u> <u>記載されるべき取締役・監査役の員数は、当事業年度中に退任した者も含め、報酬等を支給された取締役・監査役の員数を記載する（無報酬の取締役・監査役は含めない。）</u> <u>使用人兼務取締役の使用人給与（賞与を含む。）について注記することが考えられる。</u> <u>なお、ストックオプションについても報酬等に含まれるため、報酬等の額として、新株予約権の価値として算定した金額（費用として計上した額）を記載する。</u> <u>各会社役員報酬等の具体的金額に係る決定や、報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針を定めていたときは、当該方針の決定の方法およびその方針の内容の概要を記載する（施行規則121条6号）。</u> <u>また、役員退職慰労金を毎年引当計上</u></p>

改正前	改正後
	<p>している場合は、当事業年度に計上した額を本項に含めるものとする。この場合、その旨を注記することが望ましい。</p> <p>役員賞与や業績連動報酬については、各社の考え方や会計処理方法によっては、当事業年度に係る報酬等の額に含めるのか、次の②として記載するのか、検討が必要になる。</p> <p>②当事業年度において取締役および監査役が受けた（または当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった）報酬等の額（上記①の報酬等の額を除く。）（施行規則121条5号）。</p> <p>①の他、当事業年度において受けた取締役・監査役の報酬等がある場合は、その総額および報酬等を受けた取締役・監査役の員数を記載する。当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった場合は、その見込み額の総額および報酬等を受ける取締役・監査役の員数についても記載する。</p> <p>当事業年度に係る報酬等として①で記載された報酬等および前事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等は除外される（施行規則121条5号カッコ書）。</p> <p>記載対象となる例としては、当事業年度中の株主総会で決議された役員退職慰労金ですでに支払済みのもの（当事業年度中に支払われたのであれば、当事業年度開始前に退任した者への退職慰労金も含まれる。）、当該事業報告を報告すべき定時株主総会において決議する役員退職慰労金で、当事業年度末日までに内規等により見込み額が明らかになっているものなどが想定される。</p> <p>③社外取締役または社外監査役が当社の親会社または親会社（親会社がない会社にあつては当社）の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額（施行規則121条8号）</p> <p>社外役員については、親会社等から役員としての報酬等を受けているときはその総額（社外役員であった期間に受け</p>

改正前	改正後
	<p>たものに限る。)を記載することとされている(後記(3)⑧参照)。本来社外役員に関する事項であり、また当社からの報酬ではないが、会社役員への報酬等ということで、本項で記載するものとする。</p> <p>②として当事業年度中に退職慰労金が支払われた場合、③として親会社から役員の報酬等を受けている場合は、①の「当事業年度に係る報酬等の額」の記載と併せ、報酬等を一括して記載するタイトルとして「(2)取締役および監査役の報酬等の額」に修正し、以下のように記載することが考えられる。</p> <p><u>記載例</u></p> <p>「(2)取締役および監査役の報酬等の額</p> <p>①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額</p> <p>取締役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p>監査役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p>注：上記報酬等の額には、平成〇年〇月〇日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役〇名に付与した新株予約権 〇〇千円(報酬等としての額)を含んでおりません。</p> <p>②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額(上記①の報酬等の額を除く。)</p> <p>取締役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p>監査役〇名 〇〇千円 (うち社外 〇名 〇千円)</p> <p>③社外役員が当社の親会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額</p> <p>〇〇〇万円」</p>
<p>(3)社外取締役および社外監査役に関する事項(施行規則124条) 社外取締役または社外監査役ごとに</p>	<p>(3)社外取締役および社外監査役に関する事項(施行規則124条) 社外取締役または社外監査役ごとに</p>

改正前	改正後
<p>以下の事項を記載する。</p> <p>①他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者または使用人であるときは、その事実および会社と当該他の会社との関係（重要でないものは除く。）</p> <p>②他の株式会社の社外役員を兼任している場合はその事実（重要でないものは除く。）</p> <p>③社外取締役または社外監査役が会社または会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者または使用人の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずるものであることを当社が知っているときはその事実（重要でないものを除く。）</p> <p>特定関係事業者とは、以下のとおり（施行規則2条3項18号）。</p> <p>イ当該株式会社の親会社ならびに当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社および関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社および関連会社に相当するものを含む。）</p> <p>ロ当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体も含む。）</p> <p>「知っているとき」とは、当該事項が開示事項とされていることを前提として行われる調査の結果として知っている場合を指し、十分な調査を行うことなく「知らない」とすることを許容</p>	<p>以下の事項を記載する（なお、⑥、⑦、⑧（<u>施行規則124条6号、7号、8号</u>）の記載は、上記（2）において記載している。）。ただし、以下の①から⑤の項目については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（<u>会社法施行規則124条1号カッコ書</u>）。このため、⑨の事項がある場合は、（3）に記載されている社外役員以外の者が記載対象になる場合があることから、（3）とは別に、（4）として記載する。</p> <p>①他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者または使用人であるときは、その事実および会社と当該他の会社との関係（重要でないものは除く。）（<u>施行規則124条1号</u>）</p> <p>②他の株式会社の社外役員を兼任している場合はその事実（重要でないものは除く。）（<u>施行規則124条2号</u>）</p> <p>③社外取締役または社外監査役が会社または会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員もしくは持分会社の職務執行者または使用人の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずるものであることを当社が知っているときはその事実（重要でないものを除く。）（<u>施行規則124条3号</u>）</p> <p>特定関係事業者とは、以下のとおり（施行規則2条3項19号）。</p> <p>イ当該株式会社の親会社ならびに当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社および関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社および関連会社に相当するものを含む。）</p> <p>ロ当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体も含む。）</p> <p>「知っているとき」とは、当該事項が開示事項とされていることを前提として行われる調査の結果として知っている場合を指し、十分な調査を行うことなく「知らない」とすることを許容するものではないとされている。</p>

改正前	改正後
<p>するものではないとされている。</p> <p>④各社外取締役または社外監査役の主な活動状況（取締役会等への出席状況、取締役会等における発言状況、当該社外役員の意見により会社の事業の方針または事業その他の事項にかかる決定が変更されたときはその内容（重要でないものを除く。）、当事業年度中に法令または定款違反の事実その他不当な業務の執行（社外監査役である場合は、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要等）</p> <p>⑤責任限定契約の内容の概要 当該契約によって当該社外取締役および社外監査役の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その措置の内容を記載する。</p> <p>⑥社外取締役または社外監査役が会社の親会社または親会社の子会社（いわゆる兄弟会社）から当事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）を記載する。</p> <p>⑦社外役員<u>の事業報告記載事項に関する意見があればその意見の内容を記載する。</u></p>	<p>④各社外取締役または社外監査役の主な活動状況（取締役会等への出席状況（出席率等により具体的に記載することが望ましい。）、取締役会等における発言状況（具体的に記載することが望ましい。）、当該社外役員の意見により会社の事業の方針または事業その他の事項にかかる決定が変更されたときはその内容（重要でないものを除く。）、当事業年度中に法令または定款違反の事実その他不当な業務の執行（社外監査役である場合は、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要等）<u>（施行規則 124 条 4 号）</u></p> <p>⑤責任限定契約の内容の概要<u>（施行規則 124条5号）</u> 当該契約によって当該社外取締役および社外監査役の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その措置の内容を記載する。</p> <p>⑥<u>当該事業年度に係る社外役員</u>の報酬等<u>（施行規則124条6号）</u></p> <p>⑦<u>当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった会社役員</u>の報酬等<u>（施行規則124条7号）</u></p> <p>⑧社外取締役または社外監査役が会社の親会社または親会社の子会社（いわゆる兄弟会社）から当事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）を記載する<u>（施行規則124条8号）</u>。親会社がない会社にあつては、子会社から当事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）を記載する。</p> <p>⑨社外役員<u>についての事業報告記載事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載する</u></p>

改正前	改正後
	(施行規則124条9号)。
<p>5. 会計監査人の状況（施行規則126条）</p> <p>会計監査人の氏名・名称、報酬等の額、非監査業務の対価を支払っているときはその非監査業務の内容、責任限定契約を締結しているときは当該契約の内容の概要、当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類の監査をしているときはその事実等を記載する。</p> <p>「支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」とは、当事業年度に係る連結損益計算書に記載すべきものに限られる。当事業年度の監査の対価を開示する趣旨であることから、事業年度終了後に支払う予定のもの（見込み額）も、含まれる。</p> <p>証券取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく監査業務の報酬を区別していない場合は合算で記載することにより、その旨を注記することが望ましい。また、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を記載する。</p>	<p>5. 会計監査人の状況（施行規則126条）</p> <p>会計監査人の氏名・名称、報酬等の額、非監査業務の対価を支払っているときはその非監査業務の内容、責任限定契約を締結しているときは当該契約の内容の概要、当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類の監査をしているときはその事実等を記載する。</p> <p>「支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」とは、当事業年度に係る連結損益計算書に記載すべきものに限られる。当事業年度の監査の対価を開示する趣旨であることから、事業年度終了後に支払う予定のもの（見込み額）も、含まれる。</p> <p>金融商品取引法に基づく監査業務の報酬と会社法に基づく監査業務の報酬を区別していない場合は合算で記載することにより、その旨を注記することが望ましい。また、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を記載する。</p>

以上